

「萩にゃん。お得にゃ観光ク～ポン」参画事業者の皆さんへ

萩市と萩市観光協会では、新型コロナウイルスの影響により低迷する観光需要を回復するため、市内宿泊施設に宿泊する宿泊者に対し、参画施設・店舗でご利用いただけるクーポン券「萩にゃん。お得にゃ観光ク～ポン」2,000円分を無料で配布し、消費喚起を図ります。

なお、第3弾において認定された登録店については、新たに登録する必要はありません。

記

令和4年安心安全観光地づくり事業

「萩にゃん。お得にゃ観光ク～ポン」(継続)

○クーポン券利用期間：令和4年7月15日(金)～9月30日(金) (予定)

○クーポン券追加発行数：1,000円券×2種類※×5万枚 (なくなり次第終了となります。)

※第3弾同様、宿泊施設内の店舗でも使用することができるクーポン券1枚と、宿泊施設以外の店舗でしか使用できないクーポン券1枚を配布することとします。

※クーポン券のデザインは、第3弾と同様のものを予定しておりますが、利用期限については、「9月30日(金)まで」と表記されています。

○プロモーション：萩市観光協会HP、チラシ、ポスター、CM、周遊イベント開催 など

【共通の参画条件】

- ・主に観光客をターゲットにした施設・店舗を市内に有すること
- ・コロナ対策宣言店として市が登録し、安全宣言書を店内に掲示すること
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の統制下でないもの、または集团的もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織でないもの
- ・感染症対策を講じ、安心安全宣言書を掲示し、感染症対策の徹底を宣言すること
注1) 定期的に見回りを実施し、条件を満たしていない場合は参画を取り消す場合があります。

【クーポンを配布する宿泊施設 参画条件】

- ・第3弾で認定した登録店については、新たに登録申請書を提出する必要はありませんが、配布計画書は提出してください。
- ・旅館業法に基づく旅館・ホテル・簡易宿泊所(風営法の届出を必要とするものを除く。)の許可を受けた施設、若しくは住宅宿泊事業法の届出をした施設
- ・別紙配布目標を添付すること。⇒それに応じて配布数を決定します。
※配布状況により、途中で追加または回収する場合があります。
- ・配布されるクーポン券の管理を徹底すること。

注1) クーポンの配布状況を毎週金曜日報告すること。(後日様式や実施方法をお知らせします。)

- ・チェックイン時に1人2千円分(1千円券×2枚×泊数)のクーポンを付与すること。ただし、1人5,000円以上の宿泊を対象とし、乳児等無料の方は除きます。
- ・旅行会社のパンフレットやOTA等で情報を掲載いただく場合、5万人限定であることをご理解いただき、萩市観光課へ相談報告すること。

注1) 同じ施設に連泊のお客様も1人2千円分(1千円×2枚)のクーポン券を付与します。

注2) GOTOやまぐちや、山口県プレミアム宿泊券のご利用の方にもクーポンは配布します。

【クーポンが利用できる施設・店舗等 参画条件】

- ・ 第3弾で認定した登録店については、新たに登録申請書を提出する必要はありません。継続してクーポン券の利用登録店となります。

- ・ お客様が会計時にクーポン券が利用できること。

注1) 利用金額が1千円未満の場合はおつりができません。

- ・ 旅行会社のパンフレットやOTAで情報を掲載いただく場合、萩市観光課へ報告すること。
 - ・ 主として観光客が利用する飲食店、土産物店、アクティビティ・体験施設、交通事業者等であり、市内に事務所があること。 ※量販店、コンビニエンスストアは除きます。
 - ・ クーポン券の精算は、毎週末とします。萩市観光課又は各総合事務所産業振興部門窓口へ使用済のクーポンを添付し、請求書を提出してください。内容確認後2週間以内に入金する予定です。
- 注2) 萩市に債権者登録がない場合は登録が必要です。

参画料：無料

申込締切：令和4年7月8日(金) (第一回目×切) ※7月9日以降も随時受け付けます

参画申込方法

新たに登録を希望される場合は、登録申請書・利用店舗情報に必要事項を記入の上、萩市観光課又は各総合事務所産業振興部門までFAX、郵送、メール、持参のいずれで提出ください。

お問合せ・申込先

〒758-8555 山口県萩市江向 510 番地
萩市観光課 吉屋 伊藤

TEL : 0838-25-3139 FAX : 0838-26-0716

E-mail : kankouka@city.hagi.lg.jp